

1 全体事項

- (1) 環境影響評価書の作成にあたっては、次の内容について記載、掲載を改めるよう求めるべきである。
 - ① 本事業の環境保全措置のひとつである「樹林地および草地・芝地の創出」は、「立地・地域特性に配慮・順応した生態系創出」という観点が優れているので、緑化計画に関する記述において、計画具体化にあたっての方針とその考え方の詳細を可能な限り明確に示すこと。
 - ② 本事業では、埋立造成地である発電所敷地内において、掘削および人工緑地の改変を行うにもかかわらず、準備書の各所に「新たな土地造成はない」、「地形改変はない」という表現が見受けられることから表現を改めること。
 - ③ 工場立地法に基づく緑地の範囲外に創出する草地の範囲が不明確であるため、草地創出範囲を明確に示すこと。
 - ④ 本事業にかかる工事関係者の通勤車両台数の低減対策を明確に示すこと。
 - ⑤ 植物の現地調査結果の植物種のリスト、植物群落の組成表および重要な植物種・植物群落の写真を示すこと。
 - ⑥ 資材等の搬出入による窒素酸化物の濃度予測において採用したバックグラウンド値が高いのはこの地域の地域特性だと思われる。そのため事業による寄与率が小さくなり、結果として事業による影響が小さいという印象を与える可能性がある。よって、バックグラウンド値が高い原因を示すとともに、資材等の搬出入による影響がどの程度であるのかをデータに加え、わかりやすい文章で記載すること。

2 個別事項

(植物、動物及び生態系)

- (1) 既設煙突の撤去工事は、冬期に始まるハヤブサの求愛行動期間も含めた繁殖期間にも配慮して行うよう求めるべきである。
- (2) 鳥類への影響を防止するため、煙突に使用する塗料は鉛などの有害な物質を含有しないものを選定するよう求めるべきである。
- (3) 緑地の植栽計画の具体化にあたっては、単なる「みどりの造成」ではなく「生態系修復」の観点から、現地調査の結果を活用しつつ、より踏み込んだ検討を行うよう求めるべきである。
- (4) 本事業は生態系の連続性という意味で重要な陸地と海域の接する場所で実施される。本事業はその実施により、海域への温排水の放水量および海域の温度上昇が現状より低減される計画となっているが、事業実施による海域への環境影響には不明な点も多い。よって、事業実施にあたっては陸域生態系に限定することなく海域生態系にも十分配慮した環境保全措置がなされることが望ましい。そのため、海域生態系についての環境保全措置の検討結果を評価書に記載するよう求めるべきである。